

令和5年度 IT 企業データベース構築委託業務
公募型プロポーザル方式実施公示

公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年4月13日
公益財団法人長野県産業振興機構
理事長 山浦 愛幸

1 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 IT 企業データベース構築委託業務

(2) 業務の目的

信州 IT バレー構想の実現に向け、県内 IT 関連企業とその IT ソリューションの PR と利用を促進するための専用サイトを構築し、デジタル化課題の顕在化による県内 IT ビジネスの創出と県内産業のデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。

(3) 業務内容

県内 IT 関連企業や IT ソリューション等に関する情報を登録し、当該情報の PR や利用者（県内企業・県民等）による検索が容易にできるとともに、利用状況の分析によるマッチング候補者の抽出や掲載情報のカタログ化など、IT ソリューションの利用を促進するためのマッチングシステム（専用サイト）を構築する。

(4) 仕様等

別添仕様書のとおり

なお、仕様書は機能、構成等について最低限の基準を示したものであることから、仕様書に記述がない事項であっても、各提案者のシステム構築上、本システムを効率的に稼働するために必要な機能を備えた上で、仕様書を満たす適切な構成で提案するものとする。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

マッチングシステム（専用サイト）の構築・保守運営内容及び利用促進に向けた企画提案

(6) 業務の実施場所

長野県産業振興機構 新産業創出支援本部 IT バレー推進部

(7) 履行期間又は履行期限

契約日から令和5年10月31日まで

(8) 費用の上限額

11,000,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び長野県財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 長野県において、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県において、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては長野県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては長野県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年間に、同種又は類似の業務の実績を有していること。
- (8) 機構で行う打ち合わせ等に参加できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 1 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 1 号の附表 1 及び附表 2 による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 提出先・問い合わせ先

〒380-0928 長野県長野市若里 1 丁目 18-1 長野県工業技術総合センター3F 公益財団法人長野県産業振興機構 新産業創出支援本部 IT バレー推進部 担当 小林 一真、齋藤 通義 電話 026-217-1635 ファックス 026-226-8838 メール it-valley@nice-o.or.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 5 年 4 月 19 日（水）（土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。但し最終日は正午まで。）

※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。

以下同じ。

- ② 提出先 3（4）に同じ。

- ③ 提出方法 持参又は郵送又は電子メール（PDF 形式）とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに機構に到達したものに限り、電子メールによる場合は、提出期限までに提出先のアドレスで受信できたものに限り、郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、電子メールにより通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により機構常務理事に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3（4）に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付期限 令和5年4月21日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。）
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第2号）を電子メール等により提出するものとします。
- (4) 回答方法 令和5年4月25日（火）までに参加申込者全員に対し、原則として電子メールにより回答します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画書の作成様式

様式第3号による。

(2) 企画提案書の作成様式

様式第3号の附表1による。

ただし必要項目が網羅されていれば附表1は独自の様式でも結構です。

ア 審査員が容易に理解できるよう、図表やイラストを用いるなど工夫すること。A4版を基本とし、グラフや表等は必要に応じA3版にして織り込むなど、見やすいよう適宜工夫すること。

イ 開発スケジュール表（任意様式）については、仕様書で定めた全ての項目を満たすこと。

ウ 経費見積書（任意様式）の項目は概ね下記の通りとします。社印等の押印は必要ありません。

内訳、税額、合計について可能な限り詳細に記載すること。

（ア）システム開発等（令和5年度委託業務に係る費用）

- a サーバー利用費用
 - b システム開発費用
 - c ソフトウェア（OS、ミドルウェア、ライセンス含む）費用
 - d 導入、設定、セットアップ費用
 - e その他必要経費
- (イ) システム保守（令和6年度以降の費用）
- a サーバー利用費用
 - b システム保守（ライセンス含む）費用
 - c その他必要経費
- (3) 会社概要又は会社概要パンフレット（企業の場合のみ：写し可）
- (4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法
- ① 受付場所 3（4）に同じ。
 - ② 受付期限 令和5年4月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。受付時間は午前9時から午後5時まで。）
 - ③ 受付方法 業務等質問書（様式第2号）を電子メール等により提出するものとします。
 - ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。
- (5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
- ① 提出期限 令和5年4月28日（金）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし最終日は正午まで。）
 - ② 提出先 3（4）に同じ。
 - ③ 提出方法 持参又は郵送とします。また、同時に電子メール（PDF形式）でも提出をしてください。ただし、郵送の場合は提出期限までに機構に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。
 - ④ 提出部数 6部（正本1部、コピー5部）

(6) 企画提案の選定基準

審査項目	審査内容（要求内容）	配点
1 現状把握	信州 IT バレー構想及び信州 IT バレー推進協議会の内容について正しく把握しているか。 県内課題に対する IT 企業データベース構築事業の目的及び内容について俯瞰的に理解しているか。	20
2 デザイン性	利用者に効果的、魅力的に伝わるデザインとなっているか。 複数のデバイスでの閲覧を想定し、操作性も含め最新のウェブ基準に対応しているなどユーザビリティに配慮しているか。	20
3 全体構成	信州 IT バレー構想の目的とする IT ビジネスの活性化やビジネスマッチングに繋がることを想定したサイト設計となっているか。 情報の PR や検索機能に加え、IT ソリューションの利用促進に繋がる具体的なコンテンツや企画を想定できているか。	20

4 履行の確実性	本業務を滞りなく実施できる人員・組織体制が提案されているか。適切なスケジュール設定及び業務管理体制が提案されているか。	20
5 費用の妥当性	提案内容に対して、適切な経費が見積もられており、ランニングコストや拡張性を考慮しているか。	20
合 計		100

(7) 企画提案の選定の方法

①選定方法

長野県産業振興機構内に設置する審査委員会において、応募者自ら企画提案書の内容や経費等についてプレゼンテーションを行った後、審査委員会に置いてその内容等を審査し、提案内容の優れた順で順位をつけます。

(ア) 企画提案に基づくプレゼンテーションの配点の合計点が最高点となった者を選定します。

(イ) ただし、最高点となった者の配点の合計点が60点未満の場合は選定しません。

②実施概要

日時：令和5年5月9日（火）午後（予定）

場所：長野県工業技術センター（長野県産業振興機構会議室）（予定）

提出した資料に基づき説明すること

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。

③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を機構ホームページに掲載するとともに、機構において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により機構常務理事に対して非該当理由について説明を求められます。

② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

① 提案書は複数提出することはできません。

② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③ 提出された企画提案書は、返却しません。

④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説

明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添委託契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積業者選定通知書の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで。）に、見積書により機構常務理事に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、機構ホームページに掲載するとともに、機構において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-0928 長野県長野市若里1丁目18-1 長野県工業技術総合センター3F 公益財団法人長野県産業振興機構 新産業創出支援本部 ITバレー推進部 担当 小林 一真、齋藤 通義 電話 026-217-1635 ファックス 026-226-8838 メール it-valley@nice-o.or.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と機構との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。